

## 就業会員の契約方法が変わります

フリーランス新法（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が令和6年11月1日に施行されました。

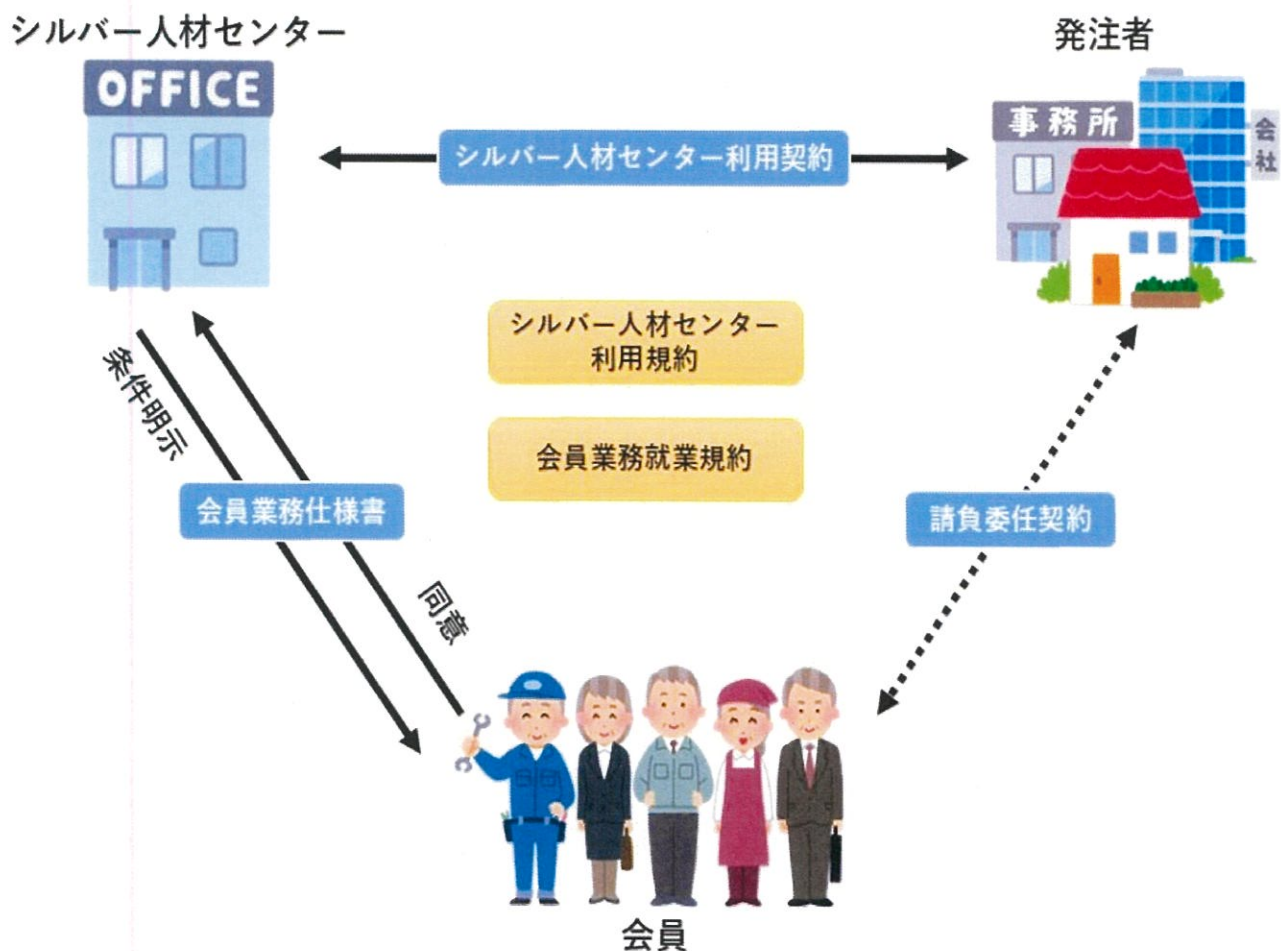
発注者は「特定委託事業者」となり、仕事をする会員の皆様は、個人事業主（フリーランス）の位置づけとなり、両者間の取引の適正化、会員の皆様の保護を図るため、契約方法の見直しを行います。

現行の契約は、シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託するもので、発注者が会員へ直接委託する契約形態にはなっておりません。

会員の皆さまがフリーランス新法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があるため、令和8年4月から順次、契約方法の見直しを行っていきます。

会員の皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

### ■見直しのイメージ



# 契約方法の見直しによる現行との変更点

## 1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

## 2 業務仕様書への同意

令和6年11月から、原則として就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）していますが、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

## 3 デジタル化による対応について

会員への「就業条件」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となるため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容や配分金の明細をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めていきますので、今後お知らせする登録等の手続きをお願いします。

## 4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。